

# 常滑陶器学校の歴史

## 地域産業との関連で

竹内久代

はじめに

第1章 実業補習学校から徒弟学校へ

第1節 常滑工業補習学校の設立

第2節 工業補習学校から徒弟学校へ

第2章 徒弟学校から乙種工業学校へ

第1節 陶器学校の充実

第2節 乙種工業学校へ

第3章 工業学校としての発展

第1節 乙種工業学校としての発展

第2節 製陶科（甲種）の併置

おわりに

はじめに

明治政府の殖産興業政策にそって、1894年制度化される徒弟学校は、近代工業の職工養成と、伝統工業の近代化という二重の目的を持っていた。明治前期には、どちらかという、後者の目的に主眼をおいていた。しかし、わが国の工業の中心が、軽工業から重工業へ急激に変化するのに対応して、徒弟学校を含む工業教育機関の目的は、後者から前者へと変化していった。この変化の中で、1920年「実業学校令」の改正により「徒弟学校規程」は廃止される。これに伴ない、徒弟学校の中には、工業学校へ上昇していくものと廃校になるものが現われた<sup>1)</sup>。

これらの学校の変遷は、それぞれ設立された地域の工業と深く関わっている場合が多い。とりわけ、伝統工業の近代化という目的で設立された徒弟学校の成立、展開の過程をみる場合、その地域の産業の発展との関連を無視することはできない。それ故、それぞれの地域の産業と関わらせて、各地の工業学校や徒弟学校の変遷の過程を明らかにすることは、工業教育の研究において重要であると思われる。

本稿は、その一例として、常滑陶器学校をとりあげた。

陶器を学科とする徒弟学校は、全国に9校あり、これらの学校は全て、地域産業の基盤の上に立っていた。これらの学校は、甲種工業学校へ上昇したものが3校、乙種工業学校へ移行したものが4校、廃校になったものが2校であった<sup>2)</sup>。甲種工業学校へ上昇した学校については、すでに瀬戸の陶器学校がとりあげられている<sup>3)</sup>。そこで、本稿では、乙種工業学校へ移行した4校の設立された産地のうち、最も代表的な産地ともいえる常滑の陶器学校をとりあげ、1896年から1935年までの陶器学校の組織化の発展の過程を、特に徒弟学校から乙種工業学校、乙種工業学校から甲・乙併設工業学校への発展に焦点をあてて考察を試みるものである。

## 第1章 実業補習学校から徒弟学校へ

### 第1節 常滑工業補習学校の設立

わが国における陶器の歴史は古く、平安末期から鎌倉時代にかけて、その前の時代に隆盛をきわめた朝鮮伝来の須恵器を克服、消化することによって発展してきた。常滑は、瀬戸・備前・丹波・信楽・越前とともに中世の六古窯の地として知られ、中でも最も古く、その起源は11世紀末と推定されている。しかし、江戸時代までは、常滑窯業は、半農半窯の形で行なわれていたにすぎず、近代産業として発展するのは明治期以降である<sup>4)</sup>。

明治政府の殖産興業政策は、軍事工業、ついで繊維工業を中心にすすめられたが、その他の工業についても、勸業博覧会等を通して発展を図ろうとした。その中で、陶器産業も、輸出産業として、

主要な地位を占めるようになる。

常滑の陶磁器業は、明治期に入って、鉄道用土管の生産を中心に、近代産業として確立する。その後、タイルや衛生陶器など、建築陶器を主製品として発展してきた。しかし、輸出陶器として常滑焼を発展させようとする動きもあった。1883年、工部大技長宇都宮三郎が常滑へ来ている。彼は、常滑の土が、テラコッタ等の彫塑に適することに着目し、これを発展させようと、美術研究所の設立と平地窯の築造を説いた。これを受けて、同年8月、地元の窯屋数名の発起で美術研究所が設立される。

この研究所へは、工部美術学校美術彫刻学科第一等卒業生内藤陽三、同第二等卒業生菊地鑄太郎、寺内信一<sup>5)</sup>が、相次いで教師として赴任し、技術指導にあたった。ここでは、石膏型を使用して、外国輸出向の製品を製造していた。朱泥焼に竜模様を浮き出させたその輸出製品は、朱泥竜巻とよばれ、好評を博した。しかし数年で、その製品輸出は衰退し、美術研究所も廃止される(1886年)。その間、わずか3年と、短い期間ではあったが、この実践は、常滑陶磁器業界に、実業教育に対する関心を喚起したものであった。

ところで、わが国の実業教育について、1890年前後の産業の発展を基盤に、文部省は、実業教育、特に工業教育の振興策に着手し、「実業補習学校規程」(1893年)、「徒弟学校規程」(1894年)、「実業教育費国庫補助法」(1894年)等の法令を制定した。

そうした中で、常滑においては、1896年9月、工業補習学校が開校するのである<sup>6)</sup>。この学校は、愛知県の実業補習学校の中では、遠安工業補習学校(1894年設立)、熱田実業補習学校(1896年設立)、作手農林補習学校(1898年設立)、一宮実業補習学校(1899年設立)、半田町立商業補習学校(1900年設立)とともに創設期の実業補習学校とされている。創設期の実業補習学校は、地方の中心地や特殊な工業地につくられ、内容もやや高度であった<sup>7)</sup>。常滑工業補習学校も修業年限3年の本科と4か月の夜学科をおき、教員3名で、開校当初から、「実業教育費国庫補助法」の適用をうけるような学校であった。教育内容についても、表1のように、図画・意匠・実習といった実業科目が重視され、工業教育としての内実をもっていたことがうかがわれる。

## 第2節 工業補習学校から徒弟学校へ

1900年4月、「徒弟学校規程」に従い組織変更し、常滑陶器学校と改称する。1901年4月、常滑町立陶器学校と改称する。この2年間は、1899年制定の「実業学校令」によって、徒弟学校\*が小学校の一種から中等程度の実業学校へ変化した時期で、徒弟学校設立の第2のピークにあたる時期である<sup>8)</sup>。

\* 徒弟学校は1890年の「小学校令」において、小学校の一種として位置づけられており、「徒弟学校規程」も「小学校令」の下位法令として位置づけられていた。それが、この「実業学校

令」の第2条3項及び第19条によって、法制上「実業学校令」下に移された。

常滑においても、一層充実した実業教育機関が要求されたのである。それは、1897年から校長兼教諭として赴任した横井惣太郎（東京高等工業学校附設工業教員養成所出身）が「当時学校の設備は総てに於て不完全なりしを以て、鋭意之が整理に尽力せしも如何せん補習学校組織にては充分目的を達せざるを遺憾とし、徒弟学校組織に変更せんことに尽瘁<sup>9)</sup>」したことからもうかがえる。

常滑陶器学校は、年令12年以上尋常小学校卒業程度を入学資格とする修業年限3年の徒弟学校となった。同時に、修業年限3年の別科（夜間）、1年以内の専攻科もおいたが、別科は開設されなかった。当時の愛知県学事年報によると<sup>10)</sup>、瀬戸の陶器学校（1898年設立）に比べて、施設設備は不十分であった。校長や教員（特に普通科目）についても、常滑尋常高等小学校教員の兼務が多く、午前中は普通科目、午後は実習という授業形態であった<sup>11)</sup>。入学者は6～9名で学校全体の生徒数は15～2.5名程度であった。入学者の親の職業をみると1902年度はばらついているが、他の年度は、工業がほとんどであるから、比較的豊かな窯屋の子弟が通っていたものと思われる。しかし、1901年度から1904年度までに入学した29名のうち卒業したのは11名（37.9%）であり、中途退学者の理由の多くは、「家事ノ都合」や「実業見習ノ為」、「実業ニ従事」するためである<sup>12)</sup>。当時、常滑では、鉄道用土管の生産量の増加により、製造戸数は約250戸あった。しかし、職工数の伸びは少なく、一戸あたり職工数も約3人で、県平均（約7人）を大きく下回っており、職工養成が求められていたと思われる。しかし、職工養成は、まだ、従来のような徒弟制を中心にして行なわれていたといえるだろう。この時期の陶器学校は、むしろ、地域の技術指導センターとしての機能を果たしていた。例えば、1900年、常滑陶器同業組合の設立記念事業として築造された石炭試験窯は、陶器学校長横井惣太郎が、森村組技師飛鳥井孝太郎の指導の下で設計したものである<sup>13)</sup>。

## 第2章 徒弟学校から乙種工業学校へ

### 第1節 陶器学校の充実

1904年、別科の期間を6期（10月から3月までの半年間を1期とする）に改め、別科が実質的に開設される。1905年には、本科の修業年限を4年にする。修業年限4年は「徒弟学校規程」の中で最も長い修業年限である。1915年、修業年限を2年に短縮する。これは義務教育年限の2年延長（1907年の「小学校令」改正）に対応するものであったといわれる。1917年には、町立実業補習学校（1902年設立、当初は尋常小学校に附設）を附設し、1918年から別科を廃止している。

次に学科課程についてみると、専門科目に製陶法が加わり、実習が、模型・轆轤・土管の3科に分か

れるなど、工業補習学校時代に比べて、専門科目や実習が充実してきていることがわかる（表2参照）。特に、土管科は、1910年代に入って、土管製造に機械が使用されるのに応じて加えられた科目で、常滑ならではのものといえよう。

施設設備をみると、1910年、奥条の仮校舎（図1-(a)）から、瀬木校舎へ移転している。この校舎は、それまで常滑尋常小学校として使用されていたところである。「初期の陶器学校時代には玄関より西の2教室を使って学校の講義が行われ、玄関より東は模型室、剣道場となり、ロクロ実習室は南の校舎を使っていた<sup>14)</sup>。」その後、土管実習室等が整備され、1924年の移転直前には、図1-(b)のようであった。

生徒数も、大正期になると増えていく。入学者は、1904年頃までは10人未満であったのが、20～30人に増えている。1918年の学則では定員は60名であるが、21年度からは、入学者が30名を越え、22年度からは、生徒数は60名を大幅に越えるようになった。職工養成機関としての学校に対する要求が高まってきたといえるだろう。

では、当時の産業の状況はどうだったのであろうか。

大正期に入ると、工場制工業の形態が現われてくる。その原因としては、次の3点があげられよう。

第1の点は、1912年、電灯線が架設され、安価な動力源が得られるようになったことである。これにより機械が普及した。常滑での機械による製造は、1911年、20馬力の蒸気機関を動力としたプロペラ式土管機の使用にはじまる。これにより、従来手びねりで1日約30本を製作していた単孔電線管が1時間に400本成型できるようになった。その後、プロペラ式の土管機がロール式に改良され、比較的小馬力のモーターで運転できるようになると、急速に土管機が普及した。土管機の導入により、使用される原土の量も増加するので、土練機も使用されるようになっていった。

第2に、1913年に常滑線が開通し、輸送が容易になっていったことが掲げられる。

第3に、石炭窯が改良され、前焚窯や片焚窯といった、小規模でかつ効率のよいものが築造されるようになったことである。

これにより、小規模ではあるが、住居とは別に一貫型の工場を建設する業者がふえ、大正後期から昭和初期にかけて、工場制工業への移行がなされた。しかし、資本・技術等の面で一貫化に踏みきれない業者の間では、陶土製造、素地の成形だけ等、分業化が進んでいった。

それに伴い、生産額も増加していった。常滑町の産業に占める比率をみても、1911年には、主要産物産額約1,428,500円のうち、陶器は45.5%で、2位の木綿織物（41.3%）とで二分していたのが、1921年には、主要産物産額5,063,000円のうち74.6%を陶磁器が占めるに至っている。

## 第2節 乙種工業学校へ

第一次大戦後、わが国の工業の中心は、軽工業から重工業へ移行し、産業は飛躍的に発展した。産業ばかりでなくあらゆる面での急激な変化に対応して、教育もまた改革が要望されてきた。そこで政府は、1917年「臨時教育会議官制」を公布し、教育上の重要問題について調査審議し、さまざまな改正を試みた<sup>15)</sup>。実業教育に関して、臨時教育会議の答申は、「実業教育ニ関スル現在ノ制度ハ大体ニ於テ之ヲ改ムルヲ要セサルコト」<sup>16)</sup>と、基本的には実業教育制度の改正を行う必要を認めなかった。しかし、1920年「実業学校令」が改正され、1921年から23年にかけて、「工業学校規程」をはじめとする諸学校規程が改正された。この「実業学校令」の改正により「徒弟学校規程」は廃止され、徒弟学校は工業学校に吸収されていく。その過程において、徒弟学校の中には、甲種工業学校へ上昇していくもの、乙種工業学校へ移行するもの\*、廃校になるものが現われてくるのである。

\*法規の上では、甲種工業学校、乙種工業学校という名称はなかった。1920年までは他の実業学校の甲種にあたるものが工業学校、乙種にあたるものが徒弟学校であった。1921年の「工業学校規程」改正以後は、一般に尋常小学校卒業程度を入学資格とし、修業年限5年、あるいは、高等小学校卒業程度を入学資格とし修業年限2乃至3年のものを甲種、尋常小学校卒業程度を入学資格とし修業年限3年のものを乙種と通称していた。

常滑陶器学校は、この時期、県立移管し、乙種工業学校へ移行していく。以下、その過程をみていくことにする。

常滑陶器学校は、開校以来ずっと国庫補助をうけてはいたが、町の負担もかなりあったようである。「県立に移管すると云う事の原因は、町費で学校を持っていることは負担がえらいので、その前にも2回ばかり廃校問題が起っていた。その頃は、木綿屋さんが勢力を持っていて沢山税金を収め、窯屋さんはあまり税金を収めんで陶器学校で金があると云う不満があった。それで県立に移管したらどうだと云うことになった。」<sup>17)</sup>と、県立移管に力を尽くした卒業生が述べているように、経費負担が問題となったようである。町議会で、どのような議論がなされたのかは不明であるが<sup>18)</sup>、廃校ではなく、県立移管の方向へすすんだのは、この時期、伸びをみせる陶磁器産業をさらに発展させようという気運の高まりを示しているといえよう。

では、県立移管への経過をみていくことにする。

1921年、当時の町長榊原助太郎・陶器同業組合長伊奈初之丞の連名で愛知県知事宛、県立移管に関する陳述書が出された。<sup>19)</sup>

(前略)近時国運ノ隆昌ニ伴ヒ頓ニ勃興ノ機運ヲ挙ケタル建築用陶器即チテラコッタ、タイル、土管煉瓦其他工業用耐酸耐熱炉器等ノ研究及教育ニ至リテハ我邦ニ於テ殆ント未着手又ハ極メテ幼稚ノ域ニ在リ之ヲ経済上ノ対手国タル対岸ノ米国ニ比スレバ霄壤ノ差モ啻ナラズ誠ニ遺憾ナリトス(中略)瀬戸ヨ日用陶器ノ大宗トスレバ常滑ハ建築陶器ノ巨人ト称スルモ決シテ讚称ニアラ

ズ（後略）

この陳述書からも、建築陶器を主に、さらに陶磁器業を発展させようとしていることがうかがえる。ところで、愛知県では当時、郡制廃止による郡立の中等程度の諸学校の処分が問題となっていた。<sup>20)</sup> 県当局は、「慎重な研究調査を重ねた結果、県立学校分布の不均衡を避けて」一部の町立の学校をも同時に移管することを県会に諮問した。それには、町立3校を含む13校（中学校1、高等女学校7、このうち3校は町立、実業学校5）があげられていた。常滑陶器学校は、この13校の中には入っていなかったが、県会の答申には、常滑陶器学校を含む3校も同時に県立移管することが付け加えられていた。しかし翌22年、諮問された13校のうち12校と、答申で加えられたうちの1校の県立移管が決定され、常滑陶器学校他3校の県立移管は認められなかった。

この経験から、県立移管のためには、地元から県会議員を出す必要があるということになり、町長榊原助太郎が、1923年の県会議員選挙に出馬。政友会（郡部会）26人のうち、知多で、橋本鎮太郎、山田佐一とともに当選している。だが、議員の有無以上に、学校自体の整備拡充が課題となり、その後、次のような努力をしている。

まず、1924年2月、志望者の増加、工業学校規程改正等を理由に、修業年限、入学資格、定員等についての変更を文部省に申請している<sup>21)</sup>。しかし、これは認可されていない。設備、財政が不十分とされたのであろう。

同年、徳磯に、新校舎が落成し、11月に移転する。（図1-(c)参照）

そして、1924年、再び、常滑町長より県当局に移管申請がなされる。12月の県会において、名古屋市への中学校新設と、常滑陶器学校及び刈谷高等女学校の県立移管が論議された。この時の知事の説明では次のように述べられている。

（前略）県下二大窯業地の一たる常滑町にありまして土管・瓦・レンガ・陶磁器の生産額八〇〇万円に及び、瀬戸町と伯仲の間にあります。瀬戸町にはすでに十数年前より県立窯業学校が設立されてありますから、常滑町にも同様に県立の窯業学校を設立するのはもっとも適当と存じます。この学校は近來新しく校舎を建築いたしまして、地元においてその内容設備につき相当尽力するはずになっておりますので、これを今日県に移管いたしますことは、瀬戸窯業学校とともに県下産業機関の充実上もっとも適当のことと思うのであります。……すでに先年の県会におきましても相当の時期に内容充実の上移管するようという建議もある次第でありまして（後略）

この時の県会で、常滑陶器学校の県立移管は可決される。そして、常滑陶器学校は、1925年2月11日より、設立者を愛知県とし、修業年限3年の愛知県常滑陶器学校と変更されるのである。

### 第3章 工業学校としての発展

#### 第1節 乙種工業学校としての充実

県立移管と同時に定められた学則によれば<sup>22)</sup>、愛知県常滑陶器学校は「工業学校規程ニヨリ将来陶器業ニ従事セントスル者ニ須要ナル教育ヲ施スコトヲ以テ」目的とし、修業年限3年の本科と1年以内の専修科及び選科生を置いた。本科の入学資格は「年齢12年以上」で「品行方正身体強健ナル男子」で「尋常小学校卒業ノ者又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有」す者とされており、いわゆる乙種工業学校であった。

学科目については、表3の通りである。徒弟学校時代にはなかった英語が加わっているのがひとつの特徴である。実習は、模型・轆轤・土管の3科で、1学年12時間、2学年15時間、3学年14時間と、時間数が徒弟学校時代より増えている。

定員は、専修科・選科生を含めて150名であった。

その後、1928年、30年、31年、34年、35年に学則改正が行われる。このうち、「工業学校規程」改正(1930年)に対応する31年の学則改正と、甲種程度の学科を併置する35年の学則改正は、特に大きな改正であった。以下、本節では31年の改正を中心に、第2節では35年の改正を中心にみていくことにする。

1931年5月26日、愛知県令第66号により改正。目的、生徒定員、学科課程及毎週教授時数他、全面的に改正されている。

目的は、それまでの「陶器業ニ従事セントスル者ニ須要ナル教育」を授けるものから、「…窯業ニ従事スル者ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ」と変化し、また、時勢の変化に応じたものであろう「兼テ徳性ヲ涵養スル」ことが初めて明記されるようになった。

生徒定員については、中退者の減少を理由に、専修科、選科生を含めず本科のみ150名と変更した。事実、入学者の約80%が卒業するようになってきており、職工養成機関として学校が定着してきたことを示している。

学科課程については、その前年(1930年)に、実習の時間を総時数で4時間減らし、図画、製陶法を増加させている。31年の改正では、①法制経済を廃し公民科を加える、②体操に武道を加える、といった「工業学校規程」改正に応じた改正が行われた。専門学科としては、商事要項が加わっている(表4)。これは、工場制工業形態の普及に対応したものと見えよう。実習の時間は、さらに、総時数で5時間減っている。なお、実習のうち、それまで土管といていたものを陶管と改称した。

学科課程については、さらに、1934年に変更が行われている。この時には、実習に、陶画及製陶実習を加えて総時数を6時間増加している。それに対応させて、製陶法から製陶実験を削り、図画の総時数も6時間減らしている。これまで2回の改正では、実習を減らしてきたが、今回は、実習を



増加している。その理由について、文部省に申請している学則変更の説明並に其理由では、以下のよう  
に述べられている。

……製陶実験ヲ製陶法ヨリ切離シ実習中ニ含マシムル理由ハ

第1、製陶ノ技術ハ熟練ヲ要シ実験的ナルヨリモ一層練習ヲ必要トスルガ故ニ実習中ニ含マシム  
ルヲ適当ナリト認メ且製陶実験ヲ製陶実習ト改メタリ

第2、製陶実習ハ製陶法ト密接ナル関係ヲ有スルハ自明ノ理ナリ然レドモ実習作業上ノ連絡ヨリ  
見ル時ハ模型、陶画、其他ノ実習トヨリ一層密接ナル関係ヲ有スルガ故ニ製陶実習ヲ実習中  
ニ含マシムルハ教授上一層適切ナリト認ム

……( 図画を6時間)減少ノ理由ハ図画教授中實際陶器ニ図画ヲ施スコトハ顔料、釉薬、焼成等  
ノ関係上実習ニ含マシムルヲ適当ト認メ実習ノ方ニ移シタルナリ依テ実習中ニ於テ陶画トシテ教  
授スルモノナリ

このように、製陶技術は熟練を要するので、実習をふやし、練習を積む方が、教授方法として効果  
的であるとして、実習を増加している。商事要項にも、簿記を加え、商業とした。一方、普通科目に関  
しては、物理及化学で「本校ハ其性質上有機化学比較的重要ナラザルガ故ニ之ヲ簡易化」し、総時数  
を1時間減らしている。そして、低学年では教授困難なことを理由に、1学年では化学を1時間だけ  
にしている。地理歴史は、1学年で日本歴史を終えるようにした。また、体操科を各学年1時間ずつ  
増加している。

科目により、以上のような変更はあったが、全体を通してみると、普通科の占める割合の方が大き  
かったことをつけ加えておく<sup>23)</sup>。

## 第2節 製陶科(甲種)の併置

1935年、愛知県常滑工業学校と改称し、定員125名の製陶実科(乙種程度、従来の本科)と、  
定員75名の製陶科(甲種程度)を置く。

これについては、1935(昭和10)年2月2日付で、学則変更及び校名変更についての認可申  
請が、文部省になされている。それによると、「当地方陶磁器製造業ノ現状並ニ製作技術上ノ進歩ニ  
照応スル教育ヲ実施センガ為学則ヲ変更シ製陶実科並ニ製陶科ノ両科ヲ設置セントスル」もので校名  
変更については「学則改正ニ伴ヒ……愛知県常滑工業学校ト改称スルヲ適当ナリト認メタルニ因ル」  
ものであった。しかし、この申請はすぐには認可されず、3月18日付で陶器学校長より「製陶科設  
置ノ必要ナル理由書」と愛知県より予算要求明細書とが、また、3月21日付で学校長より「製陶実科第  
二学年ヨリ製陶科第一学年ニ連絡スル理由書」、3月28日付で県教育長より学科目及毎週教授時数  
についての改正案が提出されたのち、ようやく認可されている。

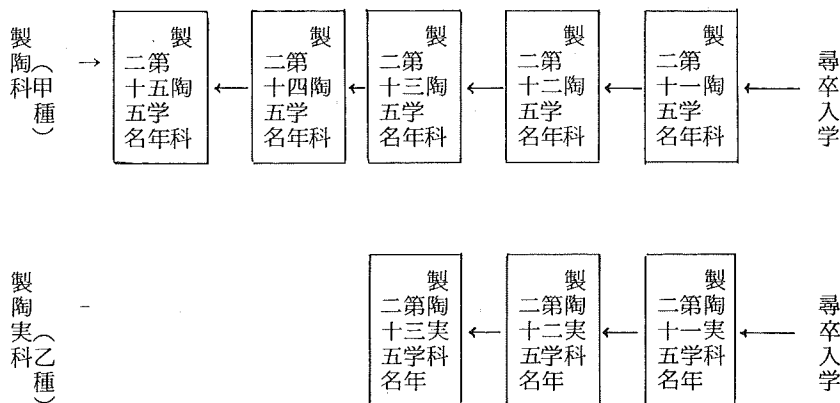
学校長から提出された2つの理由書をもとにして、甲種併置の過程をみていくことにする。

まず、製陶科設置の必要なる理由は、次の2点であった。

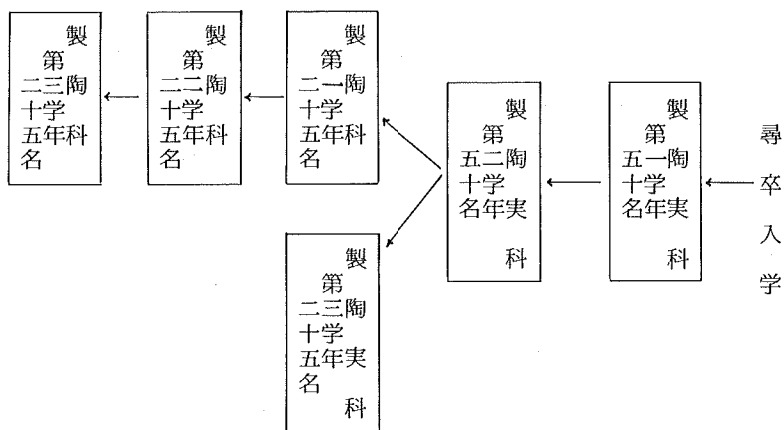
第1点は、製陶技術が進歩し、「陶器ノ本質的研究ハ弥々科学的トナリ製品ノ種類並ニ其範囲ハ著シク拡大セラレ製造操作ハ益々機械化セラル、ニ至」ったので「精巧緻密ナル作業其他一般ニ科学的教養ヲ必要トスル方面ヲ担当スル職工ヲ養成」することが必要になったことである。

第2の点は、「将来、工場主トナルベキ子弟ニ対シ」「地方ノ実状ニ即シ」「技術、経営、販売ノ三方面ニ互ル激甚ナル活動ニ適切ニシテ十分ナル教養」を施す為であった。

この2つの理由から、次のような組織が求められた。



この2つの学科のうち、1、2学年を合併して、次のような組織にしたのである。



このような組織にした理由として以下の4点が、説明されている。

第1に、入学後2年間の間に、両学科の内容をよく知り、自己の性能を見定めた上で、学科選択が

できる。

第2に、製陶科即ち5年間の教育を希望して入学してきても、事情により教育期間を短縮しなければならぬ時、中退せずに、2学年の時点で製陶実科に変更できる。

第3に「製陶科ハ富裕階級ノ子弟、製陶実科ハ中産階級以下ノ子弟」が入学するといった、対立意識の緩和を掲げている。

第4に、教育費の節約である。

以上により、常滑工業学校は、製陶実科第2学年から、製陶科第1学年に接続する組織形態をとった。これは、陶磁器産業自体の発展に伴い、二種類の職工養成が求められていたことに応じた、きわめて特殊な形態であったといえる。なお、このような併置つみ上げ方式が、全国に全くなかったわけではない。常滑と同じように陶器を学科とする岐阜県立多治見工業学校、近代工業を対象としているが、大阪府立今宮職工学校、同府立西野田職工学校等で、実施されていたことをつけ加えておく。

おわりに

以上みてきたように、常滑陶器学校は、実業補習学校 → 徒弟学校 → 乙種工業学校 → 甲乙併設工業学校へと発展してきた。

貴村氏は「徒弟学校の研究」において「工業学校へ上昇した徒弟学校は……近代機械工業に対応する徒弟学校か、伝統工業の地域産業基盤の強い地方の伝統工業に対応する徒弟学校」であり「かつてこれらの徒弟学校は、設置主体の財政基盤が強いことを条件としていた。」と結論づけている。

常滑陶器学校の場合も、乙種工業学校へ移行する1920年代は、伝統工業自体が近代化へ移行する時期であり、陶磁器業が町の主要産業として確立する時期である。また、乙種工業学校への移行が県立移管と同時になされたことも、「設置主体の財政基盤が強いことを条件としていた」という貴村氏の結論を裏づけるものとなっている。

同じ愛知県の陶器学校でありながら、瀬戸の陶器学校は早くから甲種工業学校へ上昇していき、常滑は、まず乙種工業学校へ移行し、ついで甲種程度の学科を、併置つみあげという特殊な形態で組織していく。このちがいが、1つには、やはり産業基盤の強さのちがいがからくるものであるといえるだろう。すなわち、常滑では土管やタイル、建築陶器を中心としており、瀬戸はディナーセットをはじめとする飲食器を中心としているといった製品のちがいが、そしてそこからくる生産高の差によるもの、また、常滑では、陶磁器業が町の主要産業となるのが、大正末期頃からと遅かったことによるものであると思われる。

なお、本稿では、常滑の陶器学校のみを扱ったにすぎず、他の陶器学校との比較検討は今後の課題である。

最後に、中等教育制度との関連で、常滑工業学校が甲種程度の学科を設置したことの学校制度上の意義について述べておきたい。周知のように、戦前のわが国の学校体系は複線型であり、実業学校は、中等程度の教育機関ではあっても中等教育機関とはみなされなかった。それが、1924年の「専門学校入学資格検定規程」の改正によって「男子ノ学校ニ在リテハ尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限五年、高等小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限三年又ハ之ト同等以上ノ学校」<sup>24)</sup>「女子ノ学校ニ在リテハ尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限四年、高等小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限二年又ハ之ト同等以上ノ学校」<sup>25)</sup>の卒業者は「中等校若ハ修業年限四年以上ノ高等女学校卒業者ト同等以上ノ学力ヲ有スル者」とみなされることになったのである。甲種乙種の区別は、制度化されているものではないことは、すでに述べた通りであるが、その区別は、単に入学資格及び修業年限の区別だけではなく、中学校と同等とみなされるものが甲種として区別されていたのである。従って、1935年に甲種程度の学校が設立されたということは、常滑に中等教育機関が制度上組織化されたことを意味するのである。\*

\* 常滑町には、中学校はなかったから、男子に対しての中等教育機関はなかったのである。

常滑工業学校は、その後1944年に4年制の工業学校、1946年に5年制の工業学校となる。戦後は、愛知県立常滑工業高等学校となり、旧常滑高等女学校と統合して、愛知県立常滑高等学校となり、普通・商業・家庭・工業（窯業）の4課程（現在の学科）を全日制に設置する。その後、学科、課程の変更はあるが、現在も、窯業・デザイン・家政・服飾デザインの4学科を置く職業高校として存在している。1935年の甲種程度の学科設置は、現在まで続いている中等教育機関としての学校の基礎といえるのである。

〔注〕

- 1) 貴村正「徒弟学校の研究」職業訓練大学校調査研究部『調査研究資料』No.3 1972年度 p. 1。
- 2) 同上 p. 27。文部省年報にでてくるものは10校であるが、その内の本郷村立窯業学校は、改組合併されて福島県立工業学校となるので、これらを同一のものとみなし、9校とした。
- 3) 岩内亮一「伝統産業の展開と学校機能の変容——陶磁器産地における事例——」『教育社会学研究』21 1966年。
- 4) 陶磁器産業の発展については、三井弘三『概説近代陶業史』日本陶業連盟 1979年を、常滑の陶磁器産業については常滑市誌編さん委員会『常滑窯業誌』1974年、及び『常滑市誌』1976年を参考にした。これ以後も、同様である。
- 5) 『旧工部大学校史料・同附録』1978年に「明治十五（1882）年6月28日、美術彫

刻学生徒20名ニ卒業証書ヲ授与ス。即チ第一等卒業生3名、第二等卒業生9名、第三等卒業生8名トス。」(p. 144)とある。卒業生の氏名については、隈元謙次郎『明治初期来朝伊太利亜美術家の研究』1940年初版 p. 84による。

- 6) 愛知県立常滑高等学校『80年の歩み』1976年。これ以後、1925年までの学校の学則改正等についてはすべてこれによる。
- 7) 内田信雄「愛知県の実業補習学校発達に関する研究」愛知県科学教育センター『研究紀要』第39集 1969年。
- 8) 前掲「徒弟学校の研究」p. 14.
- 9) 滝田貞一『常滑陶器誌』常滑町青年会 1912年 p. 12.
- 10) 「愛知県学事第15年報」(明治34年度) p. 17.
- 11) 前掲『80年の歩み』p. 22.
- 12) 入学者、卒業生、生徒数については、「愛知県学事」及び「愛知県統計書」より算出。入学者の親の職業及び中途退学者の理由については、「愛知県学事」第15～20年報による。
- 13) 前掲『80年の歩み』p. 75
- 14) 同上 p. 26
- 15) 文部省『産業教育80年史』p. 11
- 16) 同上 p. 12
- 17) 前掲『80年の歩み』p. 86
- 18) 火災により、1931年以前の町議会関係その他の資料は残っていない。
- 19) 前掲『常滑市誌』p. 424より重引
- 20) 愛知県議会事務局『愛知県議会史』第5巻1964年、以下の県会関係引用はすべて、この『愛知県議会史』による。

なお、郡制廃止とは、府県と町村の中間的地方公共団体として施行されていた郡制の廃止である。この後も、行政区画として郡長がこれを管轄していたが、1925年、郡長の廃止により、以後は、郡は原則として地域的名称にとどまることになった。

- 21) 文部省「愛知県工業学校設置廃止認可」大正14年～昭和21年による。以下の学則改正等についての申請の資料は、すべて、これと、「愛知県工業学校学則」大正13年～昭和21年による。
- 22) これ以後の学則は『愛知県公報』による。

23)

教育課程の変遷

	普通学科	専門学科 (製陶法、法制 経済等)	実習、図画	計
1925 (T.14)	60 (51.3) %	6 (5.1)	51 (43.6)	117
1930 (S.5)	60 (51.3)	7 (6.0)	50 (42.7)	117
1931 (S.6)	62 (53.9)	8 (7.0)	45 (39.1)	115
1934 (S.9)	64 (55.7)	6 (5.2)	45 (39.1)	115

学則より作成

24) 25) 文部省教育調査部『実業教育関係法令の沿革』p. 146

表1 学科課程表（1896年創立当時）

科 目	第 一 学 年	毎週 時間	第 二 学 年	毎週 時間	第 三 学 年	毎週 時間
読書附修身	高等読本	四	同 上	四	同 上	四
算 術	度量衡貨幣及時刻 ノ計算 通常小数	三	簡易ナル比例通常 分数	三	比例問題 百 分 率	三
習 字	日用文及工業上要 用文字	二	同 上	二	同 上	二
理 科	植物動物及鉱物自 然現象大要	三	物理学無機化学ノ 大意	三	同 上	三
図 画 意 匠	自在画裝飾画 意匠 毛筆ヲ用フ	八	同上及用機画 意匠	七	同 上	七
実 習	陶器製造法及実験	七	同 上	八	同 上	八
体 操	普通体操 兵式体操	三	同 上	三	同 上	三
合 計		三十		三十		三十

附一、其科ノ素力アルモノハ其科ノ教授時間ヲ減ジ其ノ 時間ヲ以テ特ニ実習ニ充テシムルコトヲ得

一、卒業生中ノ志望者ニハ猶継続実習ヲ許スコト有ルベシ

一、其科ノミノ教授ヲ受ケントスル者アルトキハ之レヲ許スコトアルベシ

表2 学科課程表（1918年改正）

学年 教科目	教授 時数	第一学年		教授 時数	第二学年	
修身	二	道德ノ要旨		二	同上	
国語	八	講読・作文・習字		八	同上	
数学	五	算術		五	算術・幾何・初歩	
地理歴史	三	日本歴史ノ大要 外国地理ノ大要		三	前学年ノ続キ 地理ハ補習	
理科	三	物理ノ大意 化学ノ大意		三	同上	
図画	三	自在画・用器画		三	同上	
体操	一	普通体操 兵式体操		一	同上	
製陶法	二	原料及準備法		三	陶器製造法及築窯法	
計	二七			二八		
実習	六乃至十	模型・輻軸・土管		六乃至十	同上	

但シ実習ニ於テハ生徒進歩ノ状況ニ図リ任意課スルコトアル可シ



表3 学科課程表 (1925年)

合計	実習	体操	法制及経済	地理及歴史	図画	製陶法	物理及化学	数学	英語	国語	修身	学科目	学年
												授時数	毎週教
三九	一二	二		三	三		三	五	三	七	一	第一学年	毎週教 授時数
	模型・轆轤・土管	普通体操 兵式体操		外国歴史 日本歴史	毛筆画・鉛筆画 用器画		大物理及化学 物理及意	算術珠算	訳読・習字	講読・作文・習字	道德ノ要旨	第一学年	毎週教 授時数
三九	一五	二		二	三	二	三	四	二	五	一	第二学年	毎週教 授時数
	同上	同上		日本歴史	同上	製陶法	同上	代数幾何	訳読・文典	同上	同上	第二学年	毎週教 授時数
三九	一四	二	二	二	四	二	三	三	二	四	一	第三学年	毎週教 授時数
	同上	同上	法制及経済大意	外国歴史	毛筆画・鉛筆画 用器画・図案画	同上	同上	代数幾何	同上	講読・作文	同上及公民心得	第三学年	毎週教 授時数

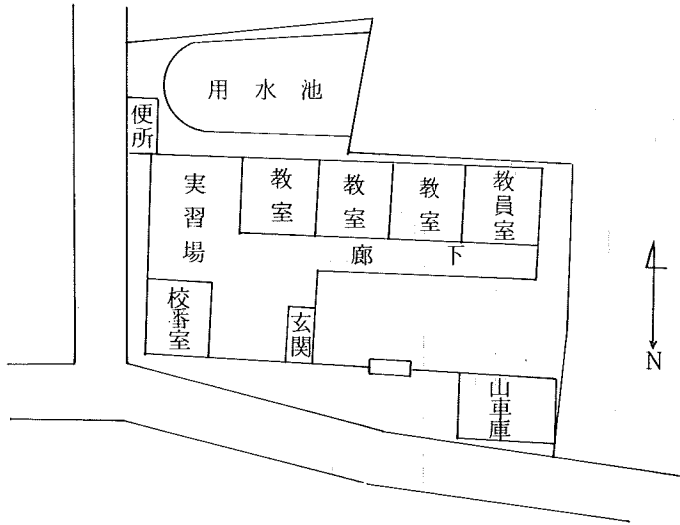
表4 学科課程表(1931年)

合 計	実 習	体 操	商 事 要 項	図 画	地 理 及 歴 史	製 陶 法	物 理 及 化 学	数 学	英 語	国 語	公 民 科	修 身	学 科 目	学 年
													道徳ノ要旨	
	模型、轆轤、陶管	体操、教練、武道		自在画、用器画	外国地理、日本歴史	製陶法	物理大意、無機化学	算術、珠算	訳読、習字	講読、作文、習字		道徳ノ要旨		第一学年
三七	八	三		四	三	一	三	五	三	六		一		
	同上	同上		同上及図案	日本歴史、外国歴史	同上	同上	代数、幾何	訳読、文典	講読、作文		同上		第二学年
三九	一三	三		四	三	二	三	四	二	四		二		
	同上	同上	商事要項	同上		同上及製陶実験	同上及有機化学	同上	同上	同上	公民心得	同上		第三学年
三九	一一	三	一	五		四	三	三	二	四	二	一		



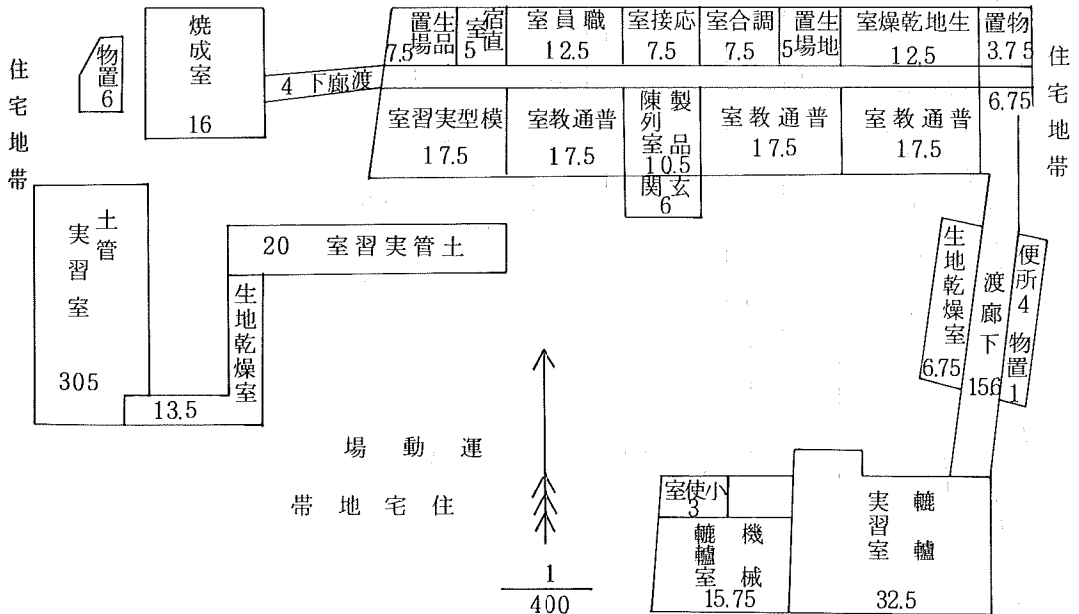
図1-(a) 奥條校舎配置図

前田東割69番地



※  
どちらも『80年の歩み』より

図1-(b) (在現末年三十正大) 図置配合々校学器陶滑常郡多知県知愛  
坪位単



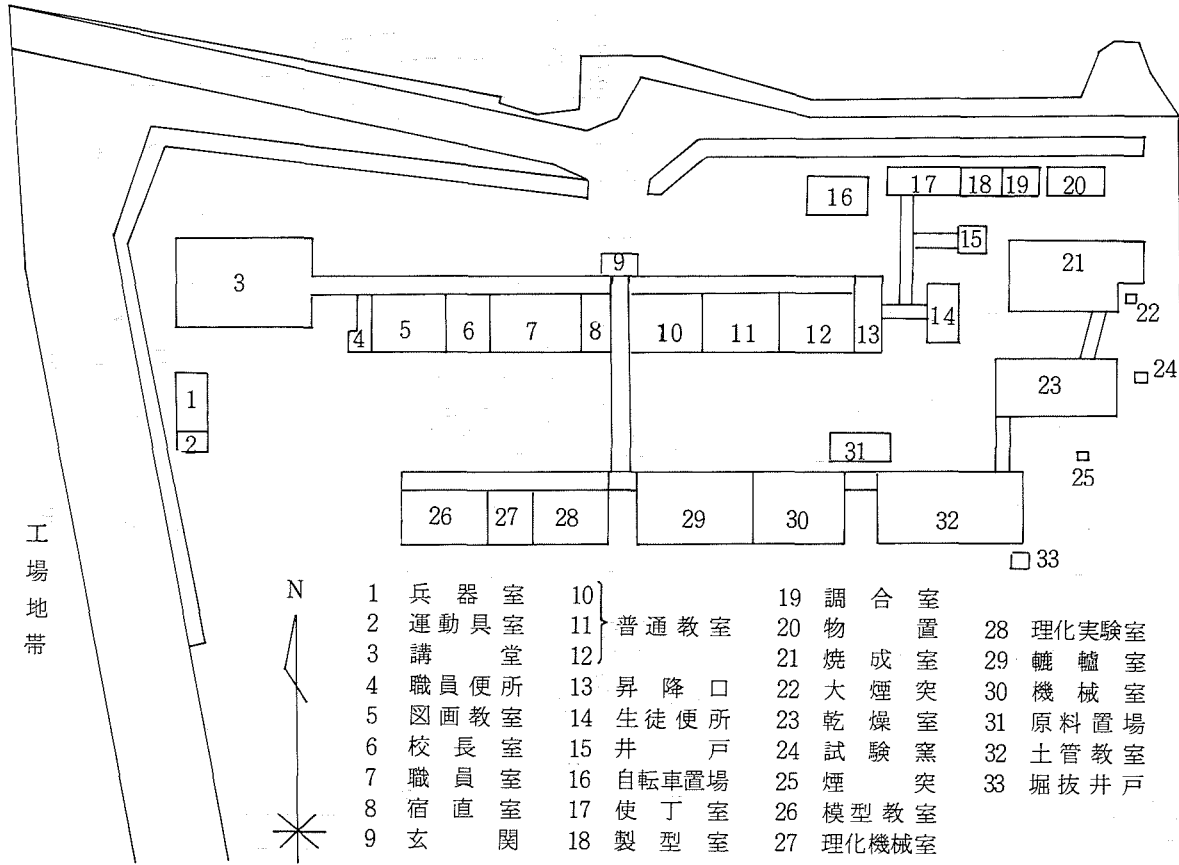


図 1-(c)

愛知県常滑陶器学校々舎平面図

(昭和八年三月現在)

山林

工場地帯